

## 白馬村環境審議会 運営内規の確認について

平成26年5月30日 確認事項  
(前回開催)

1. 明確に、「諮問 ⇒ 答申」という形式をとる。
2. 事前に案件の内容もお知らせしながら審議を行う。審議結果は会長の取りまとめにより、席上“口頭”で答申内容の確認を頂き、後日、答申書にして書面で頂く。
3. 各種団体から推薦された委員は、案件の重要性に応じて所属団体の考え方を事前にとりまとめて審議会に臨んで頂く場合もあるものとする。
4. 審議委員が個人的に関係する案件については、当該審議委員はその案件の審議には加わらない。  
この場合の環境基本条例第29条第2項（会議の成立）の規定は、当該審議委員を除外した委員数を分母として算定する。
5. 村側は、諮問後の審議には本来的には加わるべきではないが、通常は質疑に適宜にお答えしながら、時に審議にも参加する。  
また、諮問案件の当事者が審議会に出席し、案件の説明を行なうとともに委員からの質問に対し回答する。
6. 送電鉄塔・携帯電話塔・電柱などの開発案件は、同種の事業における全体的なルールづくり、あるいは基本方針についてお諮りするものとし、以降の同種の個別案件については、審議会は基本的には開催しない（通常は、事前協議書により審査し村判断とする）。  
ただし、特に審議を要すると判断するものについてはこの限りでない。
7. 委員任期については、条例の規定上2年であり、原則的には2年間お勤めいただく。ただし交代も認める。
8. 審議会は、基本的に“公開”とする。  
ただし、案件の内容によっては、審議会長と合議し、場合によっては“非公開”、又は“一部公開”とする場合もある。